（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

○資産

⑴　定期預金

定期預金については、新規に同様の預入を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

⑵　有価証券

有価証券は、有価証券、投資有価証券の合計であり、満期保有を目的として譲渡性預金及び公共債を保有しております。

譲渡性預金については、新規に同様の預入を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

公共債については、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル２の時価に分類しております。

⑶　敷金

敷金については、差し入れた敷金額を契約における残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

○負債

⑴　リース債務

短期及び長期のリース債務については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

〔不要財産に係る国庫納付等〕

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

令和６年度において処分を行ったもの

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価額 政府出資分：38,941,928円 地方公共団体出資分：0円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	73,500,000円

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
2,342,900円	71,157,100円	—	令和７年12月24日	—	38,514,128円	—

〔資産除去債務関係〕

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

当機構が保有している一部の固定資産にはアスベスト（石綿）が使用されており、除去について石綿障害予防規則に基づく処理が義務付けられていることから、当該法的義務に係る資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

地域障害者職業センターについては、使用見込期間を原則として有形固定資産の耐用年数満了時までとしており、資産除去債務の算定に当たり、割引率は0.195％から1.150％を適用しております。

職業訓練施設等については、使用見込期間を原則として有形固定資産の耐用年数満了時まで（７年から33年）としており、資産除去債務の算定に当たり、割引率は0.847％から2.303％を適用しております。また、石川職業能力開発短期大学校における災害復旧工事に伴うアスベスト除去について資産除去債務を計上しておりましたが、当事業年度において工事が履行され、アスベストの除去を行っております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	180,787,766円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
見積りの変更による影響額	△1,025円
時の経過等による調整額	101,760円
資産除去債務の履行による減少額	△78,691,560円
当事業年度末残高	102,196,941円

⑷　当該資産除去債務の見積りの変更

石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

当機構が保有している一部の固定資産について、新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。これによる影響額は、△1,025円であります。

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務については、当該義務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、履行時期が明らかになったものを除き、当該義務に見合う資産除去債務を計上しておりません。